

類似事故の発生状況調査について

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	合計	平均	全事故件数に対する割合
全事故	771,084	780,399	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	8,855,560	885,556	100.0%
橋梁上での事故	5,222	4,951	5,128	5,583	5,719	7,004	6,280	6,588	6,274	6,129	58,878	5,888	0.665%
歩道併設橋梁での車両転落事故	2	9	8	9	9	7	8	10	7	8	77	7.7	0.00087%
うち重過失による事故 ^(注)	1	5	5	2	5	4	0	1	1	2	26	2.6	0.00029%
うちスリップによる事故	1	3	2	3	0	1	2	5	1	2	20	2.0	0.00023%
うち重過失又はスリップによる事故以外	0	2	0	3	4	2	5	2	3	2	23	2.3	0.00026%

- 1.重過失による事故とは、運転者の過失の程度が重大であると判明した事故(交通違反点数6点以上、信号無視、追越違反、携帯電話使用等)
- 2.重過失とスリップによる事故の重複は平成9年に1件あるものの、その他は重複なし。
- 3.歩道併設橋梁での車両転落事故とは、ITARDAデータ128件中、歩道併設橋梁からの車両転落事故であることが確認された55件及び、道路管理者の調査により歩道併設橋梁からの車両転落事故として新たに追加された22件について整理した。
- 4.道路管理者の調査により新たに追加された22件のうち、9件は法令違反の内容が確認できなかったため、過失内容およびスリップの事故集計対象から除外した。
このため、歩道併設橋梁での車両転落事故件数と過失程度及びスリップ事故の合計は一致しない。